

REVICareer人材リストに登録できる方の要件を拡充しました！

～ 地域企業経営人材マッチング促進事業の制度の改正について ～

- 令和6年12月23日付で、REVICareer人材リストに登録できる方の要件の拡充を行いました。

地域企業経営人材確保支援事業給付金
REVICareer（レビキャリア）を活用して経営人材を獲得した地域企業にREVICが支給する給付金

REVICareer
レビキャリア

登録要件拡充概要

変更前	⇒	変更後
大企業に勤務中の方、又は退職後 <u>2年以内</u> の方		大企業に勤務中の方、又は退職後 <u>5年以内</u> の方
変更前	⇒	変更後
大企業の連結子会社に勤務中の方		大企業の連結子会社に勤務中の方、 <u>又は退職後5年以内の方</u>
変更前	⇒	変更後
		<u>大企業又は大企業の連結子会社を退職後、当該大企業の関係企業に勤務中の方、又は勤務後に退職し、退職後5年以内の方</u>

※ その他詳細な要件及び必要書類、ご登録は特設サイトでご確認をお願いいたします。

REVICareer（レビキャリア）について

- ・詳しい登録の要件を知りたい
- ・個人の登録申込をしたい

方はこちらをご確認ください →



地域企業経営人材マッチング促進事業特設サイトをご覧ください！

事業概要、REVICareerの利用方法・登録方法、給付金制度等について最新の情報を掲載しております
特設サイトはこちら⇒ <https://revicareer.jp/>

お問い合わせ先：株式会社地域経済活性化支援機構 REVICareer（レビキャリア）事務局
E-mail: info-shugyo@revic.co.jp